

平成30年度 宮城県森林審議会第3回森林保全部会 議事録

日時 平成30年12月19日（水）
午前10時00分から午前12時00分まで
場所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

配付資料

資料1

「太陽光発電所の設置（宮城郡松島町）に係る林地開発について」

資料2

「太陽光発電所の建設（大崎市三本木）に係る林地開発について」

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者（構成委員5名中4名出席）が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。なお、谷田貝委員については所要により欠席。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

本日は、本年度3回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、いずれも太陽光発電にかかる案件2件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：どうもありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、いずれも太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が2件ございます。このあとすぐ、審議事項（1）の「グリーンメガソーラー合同会社が行う太陽光発電所の設

置」に係る案件を御審議いただきます。一旦休憩をはさみまして、審議事項（２）の「ＪＰＳ第２０号株式会社が行う太陽光発電所の建設」に係る案件を御審議いただき、終了時刻は正午頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、進藤委員と丸尾委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（両委員了解）

ありがとうございます。それでは、諮問案件である（１）「グリーンメガソーラー合同会社が行う太陽光発電所の設置」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

進藤委員：資料３０ページについてお尋ねします。中央部に森林を造成する計画となっておりますが、植生や林相が若い土地のように思います。このような土地で、植林する必要があるのか、また、植林するならば、どのような樹種を植えるのか教えてください。

加えて、調整池が事業地の面積の大部分を占めているようですが、その調整池には、常に水が溜まっているのでしょうか、それとも時々溜まっている状況を想定しているのでしょうか。

時々であれば、そこに生息する昆虫や植物などへの対策として薬剤散布等を考えているのでしょうか。

申請者：分離帯の部分を造成森林とした理由は、調整池を挟み、左右において土量が行き交うため、分離帯の部分は踏み荒らされるおそれがあります。そこで傾斜の緩い場所を造成森林としたいと考えております。図面上部は傾斜がきつく、機械も入ることができないため、残置森林とする計画となっております。

調整池についてですが、１号調整池は土砂溜めと農業用水としての役割がありますので、５ｍ程の水が溜まる設計となっており、そのうち２ｍ程は常に水が溜まっております。

２号、３号調整池につきましてはオンサイト調整池ですので、最大で３０ｃｍしか水が溜まりません。３０年確率の雨量に耐えうるよう計算しており、通常は水が溜まっております。雨

が降ったときのみオリフィスの容量でおさまる水量が、場外へ流出することになります。ですので、長期間水が溜まっていることは無いと考えております。

川村部会長：造成森林については、土工事により地上物が変わり、工事後に植栽するということでしたが、樹種はどのようなものを想定していますか。

申請者：コナラやサクラなど現地に自生している樹種で、入手可能なものを計画しています。植栽本数等については県の基準を守った数値を計上しています。

川村部会長：わかりました。他にありますか。

丸尾委員：1ページ目の開発行為の期間について期間が平成31年1月31日までとのことですが、それで良いのでしょうか。

事務局：本件は6月13日付けで申請をうけておりますが、当初の許可期間は10月末までで、その後、一度期間延長申請をしており、現在は1月31日までが許可期間となっております。

丸尾委員：それはどこを見ればわかりますか。

事務局：今回配布しました資料には添付しておりませんでした。この後お見せします。

丸尾委員：わかりました。

13ページの林況について、変更前が杉20パーセント、雑木80パーセントとなっていて、変更後は杉3パーセントになっています。

開発土地面積が2倍になっているにも関わらず、杉のパーセンテージが10パーセント以下になっているのは、どのような計算によるものなのでしょうか。

事務局：ここには開発前の林況が記載されております。当該地ではすでに採石事業が行われており、すでに10%以上の杉が伐採されているという考え方になります。

丸尾委員：本申請は変更申請で、変更時点での林況は記載しなくて良いのでしょうか。

すでに伐採済みの部分があり、現在の林況がこのようになっており、それをこのように変更する、ということを知りたいと思います。

事務局：この件につきましては、事務局が、伐採された面積がどのくらいあるのかを集計し、林況の変化を確認させていただくということによろしいでしょうか。

丸尾委員：はい。お願いいたします。

川村部会長：用地の取得状況についてなのですが、筆数に係る用地の取得状況はわかったのですが、面積はどのようになっているのでしょうか。太陽光パネル用地についてはほとんどが自社で買収しているということでもよろしいでしょうか。

申請者：ほとんどの用地が自社所有のものとなっています。ただ、一部の用地において地権者の意向によって、地上権設定やリース契約を結んだ場所もあります。他にも農地転用を行った土地もあります。

川村部会長：事業計画書の最後に「事業の完了後については施設を撤去、整地して植栽を適切に実施する」と記載されていますが、これは自社の責任で森林に戻すということでもよろしいですか。

申請者：はい。地上権設定やリース契約については契約に現状復旧を行う旨の内容を盛り込んでいます。自社所有の土地についても事業終了後、現状復旧を行います。

川村部会長：造成森林と同じように在来種を中心に植栽するというでもよろしいですか。

申請者：はい。

川村部会長：わかりました。他にございますか。

進藤委員：15ページに開発中は申請者が管理し、完了後は森林所有者が維持管理を行うとありますが、事業予定地には自社所有ではない土地があるようです。そのような土地はどのように維持管理されるのでしょうか。

申請者：事業用地全体を自社が管理します。なお、一部のため池は松島町に移管され、その後地元の水利組合と自社との共同で維持管理を行っていくことになっています。

川村部会長：残置森林や造成森林内には自社所有ではない土地があると思いますが、その土地は土地所有者が管理するという表現になるのではないのでしょうか。

申請者：地権者の方から管理委託をうけて自社が管理をする、ということになっています。

事務局：地上権設定登記を行っており、通常森林に対して地上権設定をすると、地上権者が森林所有者という位置づけになると思うのですが、そういう解釈でもよろしいでしょうか。

申請者：はい。

事務局：記載されている森林所有者は、地上権設定登記済ですので事業者が森林所有者としての管理を行う、という理解でよろしいでしょうか。

申請者：はい。

川村部会長：他にございますか。

齋藤委員：伐採木や伐根の処理について、残材はチップ化処理し、場内に散布処理するとありますが、全ての伐採木等がチップとなるのか、産業廃棄物となるものもあるのか、チップの大きさ、厚さはどれくらいのを想定しているのか教えてください。

申請者：スギやマツを別にして、ほとんどの伐採木が広葉樹なので、なるべく全てをチップ化しなければならないと考えています。

チップの厚さの検討はまだ十分に行ってはいませんが、10cm前後を目処に土砂流出防止の目的で場内散布を行いたいと考えています。

齋藤委員：ほとんど場内で処理できるということでもよろしいですね。

申請者：はい。

川村部会長：他にございますか。

丸尾委員：先程、2号、3号調整池は、ほとんど乾いた状態であるという話だったと思うのですが、オンサイト調整池は水が溜まり、藻が繁殖することがあり、乾燥している状態というのは無いと思うのですが、見解をお聞かせください。

申請者：現在自社においてオンサイト調整池で開発を行っているところが5、6カ所あります。確かに、土壌の粘質が強い土地では水が溜まっている場所もありますが、砂地であれば乾いている場所もあります。場所によって変わってきますので、我々も今回の申請地においてどのような対応をしなければならないのかを研究していくこととなります。

丸尾委員：今後は現場の状態を見て、メンテナンスを行っていくということでもよろしいですか。

申請者：20年間、責任をもって管理いたします。補修項目に調整池の整備、管理は含まれていますのでご安心ください。

川村部会長：オンサイト調整池としての機能を損なわないよう維持管理していただくということでもよろしく願いいたします。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「グリーンメガソーラー合同会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに特に問題はない」ただし留意事項として、「事業完了後は植林し、確実に成林するよう適正に管理をすること」として答申してよろしいか伺います。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

それでは、1件目の審議について終了します。

司会：ありがとうございました。それでは休憩に入ります。なお、再開は、午前11時15分といたしますので、よろしく願いいたします。

司会：それでは森林保全部会を再開いたします。川村部会長，よろしくお願いいたします。

川村部会長：それでは，審議を再開します。（２）「JPS第20号株式会社が行う太陽光発電所の建設」について審議を行います。はじめに事務局から審議事項の説明をお願いします。

事務局：（資料に従い申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今，事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。委員の皆様から，何か御質問はございませんか。

進藤委員：5ページについてですが，ここは沢が多い場所のように思えます。2号調整池を作る場所は，現在枯れたため池とのことでしたが，その場所に新たにため池貯水池をつくることになると，現況が大幅に変更されるのではないのでしょうか。

また，1号調整池に関しては，貯水量が0ということですが，これはため池の機能を無くし，ため池の機能を全て2号調整池に移すということなのではないのでしょうか。

申請者：現況地形の変更についてですが，現在ヨシ等が繁茂している部分については，除去を行います。さらに上流部，図面でいうと下部においては，切土を行います。

事務局：1号調整池につきましては，その下流部に別のため池があり，そちらにため池の機能を持たせています。2号調整池につきましては，震災以降機能していないそうなので，機能を復旧させることとなります。

18ページの図面を見ると，2号防災調整池の東側の山の縁の部分を掘削し，沢地形に土手を築いて容量を確保することになります。それ以外の部分は基本的に開発を行わないこととしております。

川村部会長：他にございますか。

資金計画について，パネルを敷く施設用地については，ほとんど自社の土地として買収をするということよろしいですか。

申請者：はい。

川村部会長：そうすると，6ページ事業計画書下段に「事業終了後は施設の撤去を行い，植栽する」と記載されておりますので，事業終了後も自社が責任を持って管理するということがよろしいですか。

申請者：はい。

川村部会長：わかりました。他にございますか。

丸尾委員：J A S O L A Rという会社が太陽電池製造事業者名となっていますが、この会社は実績のある会社なのでしょうか。

申請者：はい。J A S O L A Rの太陽光パネルは弊社でも採用実績があり、引き続き今回も採用しております。

丸尾委員：近隣の住民の方に隣接同意をとっているとのことでしたが、その中身を教えてください。

申請者：事業の内容を説明し、隣接地の境界を確定しました。

丸尾委員：周辺に耕作地があり、太陽光発電による気温の上昇が、耕作物へ影響を与えるのではないかと思います。

申請者：そういった隣接者の方もいらっしゃったので、きちんと説明しました。

川村部会長：他にございますか

進藤委員：埋蔵文化財があるとのことですが、事業区域内にあるのでしょうか。その場合はどのような配慮を行うのですか。

申請者：今回埋蔵文化財課の試掘調査を3カ所で行い、そのうち1カ所で本調査が必要であるエリアが認められました。その範囲は(掘削を伴う)現況の変更を行わないよう計画変更しました。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので質疑を終了します。ここで、当部会の答申内容を検討するに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は、一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それではお諮りします。

「J P S 第 2 0 号株式会社が行う太陽光発電所の建設」に係る林地開発許可申請につきまして、「許可することに特に問題はない」ただし留意事項として、「事業完了後は植林し、確実に成林するよう適正に管理をすること」ということで答申することで異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

次に、「その他」に入りますが、委員の方々から何かございませんか。

他になれば事務局からございますか。

川村部会長：ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。